

然るに去る八月小ネール、ボース等が印度獨立聯盟を組織してより國民會議派はネール案賛成派と獨立聯盟とに分れたが、同年十二月國民會議派はカルカッタに黨大會を開催し、右兩派の軋轢を除去する爲一九二三年投獄以來ダス、ネール等に黨指導權を譲つて實際政治の第一線から隱退してゐたガンヂーの出馬を要請した。かくてガンヂー司會の下に同大會は翌二十九年一月一日英國政府が印度に對し一九二九年十二月三十一日迄に自治領たるの地位を與へない時は所謂非協同運動を敢行すべき旨決議するに至つた。ネール、ボース一派の獨立聯盟も遂に即時完全なる獨立獲得の主張を枉げて自治領たる地位を以て少時隱忍せんとするに至つた。然るに他方アガ・ハン(Agha Khan)に率ゐられた回教徒聯盟は同年一月一日デリーに大會を開き回教徒の利益擁護の爲結束すべきことを申合せたのみで、自治領を希望するや獨立を要求するか等に就ては何等態度を表示しなかつた。從來政府協同を政綱とし來つた自由聯盟(サブル、ベザント女史等)も二八年末アラハバトに大會を開き、國民會議派と歩調を同じくし、サイモン委員會を排斥し且自治領たる地位を要求する旨決議した。

かくて政局は次第に不安を呈し、サイモン委員會に對する非協力の氣運擡頭するに至つたので、アーウィン總督及サイモン委員長は屢憲法改正に就ては英印協同の必要あることを説き極力民心の動搖を防いだ。しかし乍らガンヂーの提唱する英貨排斥運動は次第に各地に漫延し三月四日ベングル州に於て開かれた同州國民會議委員會に於ては數萬の聽衆はガンヂーの排英貨演説終るや、熱狂して各自の衣類を盡く脱いで之に點火し、母國萬歳を唱へて騷擾を極め遂に警官隊との大衝突となり、ガンヂーは爲めに民衆教唆の廉に依り投獄される等物情騷然を極めるに至つた。

一月一日カルカッタ國民會議大會に於て、小ネール、ボース等の急進分子が慰撫されて獨立要求を一擲し、自治領たるを要求するを以て満足せんとするや、青年學生等の過激分子はその指導者達の穩和的態度に不満を抱き、次第に暴力を用ひんとする傾向があつた。加之一九二四年頃より共產主義の宣傳しきりに行はれ、勞農黨組織せられ漸次組織を擴大し一九二八年中の勞働爭議は總件數二百、參加人員五十萬、罷業延日數三千二百萬日に垂んとし、過去五年間の總和を超過する状態であり、前記不平分子は是等共產主義者と容易に提携する情勢を呈したので、アーウィン總督は之等暴力行爲を抑制する爲四月遂に治安維持法を公布するに至つた。該法案は二十八年九月再度議會に提案したが自治派の爲に否決され、二月三度上程したが審議を拒絶されたので總督は事情緊急なりとして遂に非常手段を採り斷然實施するに至つた。この治安維持法の趣旨とする所

は不穩なる行爲をなし、又はなす惧れある者を裁判の形式に依らず印度國外に追放し且つ印度と外國との宣傳、援助等一切の連絡を斷たんとするにあつた。

任期延長  
問題

之より曩サイモン委員會は四月十三日調査終了し、改正憲法に對する公私諸團體よりの意見書七百通を携へ歸英の途に上つたが、アーウィン總督は五月二十三日「サイモン委員會の報告は明三十年始迄に發表すること困難である。然るに中央及地方立法參事會議員の任期は一九二九年を以て満了することゝなつてゐるが、この際總選舉を行ふに於てはサイモン委員會報告その他に付揣摩臆測行はれ、政争の具に供せられ延いては人心を攪亂する惧があるから下院議員の任期を延長する」旨布告したが各政黨殊に國民會議派は猛然と反對の聲を擧げ、翌二十四日孟買に於て開催された國民會議派委員會は同黨の當然の權利を剝奪しその活動を阻害せんとする政府の陰謀なりと決議し同會議實行委員會に對策に關する全權を附與した。

かくて同實行委員會は五月二十六日延長期間の確定を見る迄の暫定的措置として中央及地方議員は一切の會議に出席せざることゝした。しかし地方支部に於ては該指令に對し除外例を要求し來る者多數に上り右決議を施行すれば黨の分裂の惧があつたので、七月二十六日アラハバドに開催された同實行委員會に於てはガンディーの提案に基き右議會脫退は十二月迄延期するの妥協案を決

定し、同時に必要に依り來一九三〇年一月一日より完全に議會より脫退すべきに付之が準備に遺憾なからしめる様各議員に希望したが、之は當時漸く擡頭しつゝあつた急進派が一九二九年中到底自治領たる地位を付與せられることは不可能であると豫想し強硬態度を採らんとするを暗示したものであつた。

他方サイモン委員會は歸英後報告書作製を急ぎつゝあつたが十月に入り、土侯國との關係に付徹底的調査の必要を認め、委員會の權限擴張が行はれ、遂に一九二九年中には報告書提出不可能と豫想されたので、ガンディー、ネール等國民會議派領袖はアーウィン總督に會見し印度に加奈陀、濠洲と同等自治を與ふる用意ありやを質問したが總督は何等の確言を與へなかつた。

ラホール  
大會

茲に於て國民會議派は愈反英抗争の決意を硬め、十二月二十九日よりラホールに開催された第四十四回國民會議大會に臨んだ。特に青年急進分子間には黨幹部の態度に嫌らず、會議を占領せんとする決意を有すと傳へられ、不穩の空氣が横溢したが開會劈頭議員選舉に付硬軟兩派の反目表面化せんとした。即ち青年急進分子はジマハルラル・ネールをたて、幹部派はガンディーの腹心バテル (V. J. Patel) を擁したが、ガンディーは急進分子の勢威を感知し遂にバトルをして斷念せしめ、ネールが議長に選定された。斯くて小ネール司會の下に議事を進め左の如き強硬なる決議を

通過し印度獨立、徹底的反英抗爭に關する決意を表明するに至つた。

- 一、吾人の標榜し來りしスワラジ（自治）を爾後完全なる獨立と定義す。
- 二、國民會議所屬の中央、地方議員はすべて辭職し之をボイコットす。
- 三、國民會議執行委員會に對し必要と思惟するときは時と所とを問はず納稅拒否及非軍事的抗爭を開始するの權限を附與す。
- 四、二九年度國民會議に於て採擇したネール報告書は自治領の地位を標準として起草されたる憲法草案なる上回印兩教徒間に敵意を醸した結果に鑑み國民會議派は同報告書に對する責任を撤回す。
- 五、十二月二十二日デリー附近に於てアーウィン總督搭乗の列車を爆破し總督に危害を加へんとしたる事件ありたるに對し遺憾の意を表す。

而して前四項は殆んど満場一致を以て可決したが最後の項目に付ては急進分子より猛烈な反對があり僅少の差を以て辛くも通過したのを見れば如何に反英氣運が濃厚であつたかが窺はれる。ラホール大會は從來の日和見の態度を一擲し急進派の主張を盡く容れたもので印度民族運動史上劃期的で所謂「ラホール以後」なる標語さへ用ひられるに至つた。茲に於て反英運動は猛然として

起り、物情遽かに騷然たるに至つた。國民會議派議員は殆んど全部中央地方議會議員たることを辭し、只同黨出身の下院議長バテルが議長は黨争外に立ち、一黨一派の決議に左右される必要なしと稱して辭職しなかつたのは、實は今後時局の進展につれ政府をして印度の要望を容るゝの緊切なることを知らしめんが爲であつたと看られてゐる。

この横溢した反英氣運の眞只中で國民會議實行委員會は前記決議第三項に基く權限により一月二十六日を以て印度獨立デーと決定したが、當日は印度各地の公園廣場其他大衆の集合する所は勿論各家屋にも獨立旗を掲げ市内には大示威行進あり獨立誓文を朗讀し、革命萬歳を高唱して大いに氣勢を擧げたが、警戒嚴重を極めたので平穩裡に終了した。

次に非軍事不服從運動の實施に就てはガンヂーが獨裁的立場に置かれ、之が方策を研究中であつたが、二月十四日國民會議實行委員會は從來頻發した暴力事件と化するを警戒し、運動の施行區域を定め且其の方法は土地の情況に依つて差等を設け、反英氣運の濃厚な地方は租稅不納のみを行ひ鹽産地方に於ては鹽專賣法に對し之が共同的拒否を行ひ、自ら製鹽する方法に依るべきこととせられた。

ガンヂーは右運動開始に先ち三月二日印度總督に對し通牒を發し「吾人の要求する完全なる自治

領の地位が三月十一日迄に容認せられざる限り吾人は自ら獨立を圖らざるを得ない。吾人はその手段として非軍事不服従運動を開始する、而して鹽稅は貧民階級にとり特に最惡のものだから第一着手として鹽稅法拒絶より開始すべき」旨を豫告し、同時に一、絶對的禁酒二、地租半減三、鹽稅廢止四、軍事費半減五、政治犯人の釋放六、集會禁止令の撤廢及國外追放者の歸國許可等を求めたが總督は簡單な返書を送つて彼の要求を拒絶した。

製鹽法の  
破棄

茲に於てガンヂーは愈々鹽稅法の拒否を敢行するに決し、四月十二日七十九名の選拔義勇隊を率ゐて、アメダバッドを出發し、先づダンテの海岸に向つて行脚の途に就いたが政府は傍觀するのみで何等干涉の舉に出なかつた。ガンヂーは四月全印度の注目裡にダンテに到着し自ら鹽製造に着手し同時に全印度に指令して鹽法破棄を實行せしめた。かくて製鹽による不服従運動は印度各地に開始せられるに至つた。

之と同時に全印度には暴動相次いで起り物情騒然を極めたが四月十五日にはカルカッタに暴動起り歐洲人殺害電車燒却等の舉あり、翌十六日には約一萬の暴民カラチ地方裁判所を襲撃し同月二十日にはチタゴングに鐵道破壊、武器庫襲撃等があつた。

ガンヂーは暴力事件の頻發するにも不拘、飽迄運動を繼續することを宣言し、進んで各家庭に於

ける鹽專賣法侵犯、鹽稅不納を強調し、更に政府の製鹽工場を奪取すべき旨公言して憚らなかつた。且つ各地に於ては外國綿布の排斥運動擡頭し事態は極めて重大となつた。ガンヂーは總督に對し「予を逮捕するに於ては重大事を招來すべきを以て此際妥協するに若かず」との電報を發し威壓の態度に出づるに至つた。

ガンヂー  
逮捕さる

茲に於て政府は愈々彈壓政策を採るに決し、五月五日未明ヂラルプール (Jhalpur) 附近幕營に於てガンヂーを逮捕し、プーナ市外エラヴダ (Yeravda) 刑務所に收容し、同時に「ガンヂーは無暴力を標榜するも彼の直接指導の任に當つたグヂュラト地方に於ても暴力事件頻發するの現狀なる爲國家の靜謐維持の爲逮捕するの已むを得ざるに至つた」旨聲明した。

ガンヂー逮捕の報は全印度民衆を極度に震撼し、カルカッタ、ボムベイ、アメダバッド等は或はハルタルを實施し同盟罷業を敢行したが、國民會議實行委員會は五月十二日より四日間アラハバッドに緊急會議を開き、

- 一、自由職業者勞働者農商工業者官吏等を勧誘して自由獲得運動に貢獻せしめること
- 二、外國布販賣店の見張制を勵行せしめること
- 三、英國系銀行、保險船舶その他諸會社をボイコットすること

四、地租その他の租税不納を徹底せしめること  
 等を決議し反英運動の深刻化を圖つたが、政府の彈壓は漸く苛酷となり、五月十二日にはガンヂ  
 十の後を受けて反英運動を指導したテアブシ他五十九名を逮捕し、同時に總督は國民會議派の責  
 任者が現實の認識を怠り、違法行爲に没頭するは彼等の希望の實現を遷延するに過ぎないとして、  
 不服従運動を諭す所があつたが、一般大衆の反英氣分は益々激化し各地に暴動續發した。加之、  
 テアブシ捕縛後反英運動の指導に當つたサロジニ・ナイヅ (Sarojini Naidu) 女史の一隊は五月二  
 十一日ダラサナ貯鹽所を襲撃せんとして捕へられ、同日孟買郊外ワダラ貯鹽場も紛擾起り會議派  
 の要人數百名の逮捕を見た。他方孟買その他の印度人商業會議所は會議派に左袒し「今日の混亂  
 は政府の壓迫政策殊に出版法の復活警官の横暴に緣由す、總督は速かに各地商業團體主腦者と折  
 衝し時局の收拾に努むべし」との意見書を發表し、自ら英國製品の取扱を停止するに至つた。  
 六月に入つては不穩は北西邊境、ベンガル、バルチスタン方面に殊に甚しくクジュラト地方に於  
 ては租税不納同盟を強化し官憲に對し一般的ボイコットを行ひ、彼等に對し生活必需品の供給を  
 拒絶する等活潑な景況を示した。

## 外貨排斥

外貨特に綿布排斥運動は鹽專賣法拒否と共に各地に行はれ四月には奧地市地たるアムリツア、  
 デリー、カウソール、ラホール、ラクノオ各地に波及し綿布同業組合は三箇月乃至一箇年に亘る  
 外國綿布不買決議をなしたが五月に入つては外貨排斥は不服従運動の中心となつた觀を呈しバテ  
 ル(會議派議長代理)は五月七日孟買に於て「印度輸入業者が結束して外貨排斥を執行すれば自治  
 獲得は決して困難に非らず」と煽動し、五月末には外國品の商談皆無となり六月に入つてボイコッ  
 ト週間を開始しボイコット週報を發行して運動の概況を告知し七月一日よりは孟買棉花仲買協會  
 は英國銀行より一切の預金を引出し取引を止めるに至つた。斯くて印度の經濟活動は殆ど停止す  
 るに至つた。

## 政府の對

狀勢右の如くであつたので印度政府は矢繼早に各種の法令を發布した。即ち四月二十日にはベン  
 ガル改正刑法を復活し同日ベシワル地方に印度軍の官憲反抗事件勃發するや會議派黨員の指嗾  
 に出づるものとし煽動集會法 (The Seditious Meeting Act) を實施し更に四月二十七日には形勢惡  
 化が新聞紙の煽動的記事と關係ありとして新聞取締令 (The Indian Press Ordinance) を發布して  
 出版業者に多額の保證金納付を命ずるに至つた。越へて五月には租税不納運動を防止する目的  
 を以て不法煽動取締令 (The Unlawful Instigation Ordinance) を制定して六箇月以内の禁錮刑を  
 科すこととなり、外貨排斥の手段として見張<sup>ピケット</sup>をなすもの、取締を目的とする脅迫防止令 (The

Prevention of Intimidation Ordinance) を公布し、更に七月に入つては不公認刊行物取締令 (The Unauthorised News-sheet and Newspaper Ordinance) を制定し四月發布の新聞取締令を補足し不服従運動に關する刊行物を取締らんとした。

サイモン  
報告發表  
動と反英運

かうして政府の彈壓は益々強化されたが六月十日サイモン委員會報告書第一卷が公表されその内容は印度の實情を詳細に報告したもので相當印度人の主張に同情を注いだものであつたにも拘らず、シーク教徒回教徒の一部が満足を表したのみで、一般大衆は明かに不満を表明した。尙同月二十六日は該委員會の使命たるべき新憲法に對する提案を含む報告書第二卷が公表されるに至つて印度人の反感は益々燃え上つた。國民會議派はサイモン委員會の提案を以て聯邦制度の美名に隠れ、その實質に於ては現行法以上に英國の統治を強化せんとするものであるとして、猛然反對の聲を擧げたが從來政府と協調的態度を採り來つた回教徒聯盟、自由聯盟等も各大會を開いて反動的提案であると決議する有様で土侯會議も亦提案の一部に不満を表明した。

サイモン報告書に刺戟されて國民會議派の反英運動は益々活潑となり、各地に暴動頻發するの狀態であつたので、併合州政府は六月末總督と協議の結果國民會議實行委員を以て非合法團體と認める旨聲明し、アラハバットに會合中の同黨首領代理バンデット・モチラル・ネール以下を逮捕し續

いて首領代理に擧げられたバテル (Patel) 下院議長たりしバテルの弟も亦八月一日のチラック記念日に單に非合法團體のメンバーなる故を以て逮捕され、代つて首領代理となつたアザド (Kalam Azad) も八月二十一日脅迫防止令違反の演説をなした理由に依り、更に首領となつたアンサリ (D. Anshali) 亦八月二十七日非合法團體たる實行委員會開催の廉に依り委員十名と共に捕縛、何れも禁錮六箇月に處せられた。以下各地に於ける政治犯の逮捕されるもの數萬に上り、加之該運動は政府の高壓手段の加はるに従ひ暴力化しつゝあり形勢は日に急を告げるに至つた。

平和運動

不服従運動の齎らす社會的不安、經濟的不安は只に政府當局、綿業關係者のみならず廣く一般に深刻な打撃を與へ、平和状態を回復すべしとの聲は次第に昂められるに至つた。

然るにサイモン報告を基礎として新憲法問題を討議すべき英印兩代表よりなる圓卓會議に就ては印度政府側に於て數次聲明し來つたが、アーウィン總督は五月十二日「該圓卓會議は今秋大英帝國會議終了直後開催さるべく、ヘーグ内務大臣印度政府代表として出席すべく印度各政黨、諸政派亦その代表を選定すべき」旨聲明したが、最も有力なる國民會議派は不服従運動の眞最中の事として圓卓會議参加は絶望され圓卓會議に囑望する回教徒聯盟始め各種政黨諸教派は政府會議派間の妥協を熱望しつゝあつた。かくて七月下院議員ジャヤカール、ジンナー、チテ、等は政府及會

議派に共同聲明を發し、印度に重要な結果を齎すべき圓卓會議に國民會議派の代表者を出席せしめることは同會議成功の一大要件なるが故に先づ各種緊急令を撤廢し、犯人の大赦を行ふべく、會議派は現在の運動を停止して平和の雰圍氣を作るべきことを要請した。七月九日アーウィン總督亦議會に於て會議派の政府威嚇運動を止めて全印度人が彼等の前に提供せられた印度改革といふ一大建設事業に參與協力せんことを希望したので、ジャヤカール、サプル兩人は七月十七日印度に平和を回復する目的を以て全然個人の資格に於て獄中の會議派要人と會見したき旨を要請、總督も亦充分の便宜を供與すべきことを約した。

斯くて右兩人は同月二十三、四兩日エラヴダ刑務所にガンデーと會見折衝の結果ガンデーは左の平和條件を擧げてナイニ獄中のネール父子の同意を求めた。即ち

- 一、圓卓會議は完全なる自治政府樹立に關する過渡期に於ける安全保障手段の討議に限られ且つ同會議に於て獨立問題を提議するものある場合之を議事より除外せられざるべきこと
- 二、國民會議派が右圓卓會議に於て満足を得たときは不服従運動は停止するも、政府が外國綿布、酒類の使用禁止方法を講じない限り之等商店に對するビケットは續行すること、個人製鹽は之を續行すること

三、不服従運動の停止と共に直接暴力行爲を行はない政治犯人全部を釋放すること、及鹽令、新聞令、税法に依る沒收財産を返還すること

等を強調したが、ジャヤカール及サプル兩人は之を携へナイニ刑務所に於てネール父子に提示したが、兩人は國民會議派實行委員三二六（名中殆んど四分の三は獄中にある爲、かゝる重要問題を決するは不可能であるが個人としては、黨の基本精神を曲げずして平和を獲得し得とすれば賛成である。只ガンデーの覺書中第一の點は反對の余地ありと考ふるから詳細討議を盡す必要がある旨答へたので、政府はネール父子を特別列車にてエラヴダ刑務所に護送しガンデーと會見せしめた結果ガンデー覺書の第一項を更に強化し

- (イ) 英國統治より任意に脱退し得る基本的權利を認め、以て
- (ロ) 政治經濟、軍事上完全なる自治政府を認めガンデーの從來主張した自治の實質を與ふべしと改めガンデー、ネール父子、ナイヅ夫人、パテル等會議派首腦の署名を得て總督に提出された。之に對し總督は本國政府その他と打合せの上八月二十八日「圓卓會議は印度に最も適すべき統治法を討究する爲開催されるものでその討議には何等の拘束なく又同會議に於て決定される所は英政府がその議會に提出すべき印度統治法の基礎となることは屢々聲明した通りであるが今回

の平和條件なるものは該會議の趣旨を無視するものであるから之を以て平和討議の基礎となすを得ない、但し不服従運動停止次第總督令の撤廢、政治犯の放免等は適當に考慮する」との書翰を送つてガンデー等の提案を一蹴した。その後九月始めに亘つて平和運動者は大いに奔走する所があつたがサブル等は交渉は成功の望なきものとして正式に打切を聲明した。

その後バーミンガムのクエーカー・カレッジ (Quaker College) の國際法教授アレキサンダー氏も平和運動に奔走する所があつたが同じく不調に終つた。

不服従運動の再燃

かくて平和運動は何れも不調に終り政府の彈壓は益々苛酷となり、加ふるに會議派指導者は相踵いで投獄せられた爲、九月中は不服従運動は著しく衰退の兆を見せたが十月に入つて六箇月の刑期を了つて出獄する會議派有力者漸く多く彼等の指導に依つて不服従運動は再び活潑に行はれるに至つた。特にクジュラト方面の租稅滯納運動は大規模に行はれ彼等は警察、收稅吏の強制を免れる爲穀物を燒棄し家畜日用品を携へて他地方に移住するもの五萬に達したと稱せられる。彼等は更に裁判所をボイコットせんことを企て彼等自身の手によつて私設仲裁裁判所を設けるに至つた。

不法團體取締令

茲に於て政府は十月十日更に不法團體取締令を發布し不法團體の使用するものと認めた不動産を

沒收し、その内部にある動産にして該團體の爲に使用せられるものは之を沒收し且つその場所に止り又は是に入り來る者は不法侵入者と看做し處斷するといふ非常手段に出たが會議派黨員及運動員は各自己の家に總べて事務所の看板を掲げ或は樹下その他に掘立小屋を建て、事務所と稱し且之を轉々と移動せしめる等取締殆んど不可能ならしめ政府の高壓策に挑戦した。他方ベンガル、パンジャブ兩州を中心とする青年陰謀團の跳梁は益々甚しくピストル、爆彈の密輸入事件あり、政府要人の狙撃或は爆彈投下事件相踵いで起り、加之北西國境州方面に於ては土族の蜂起あり事態は益々重大化しつゝあつた。

## 第二款 圓卓會議と國民運動

圓卓會議の由來

印度憲法改正に關する圓卓會議の開催は夙に國民會議派始め諸政黨の提唱し來つた所であり、特にベザント女史の印度憲法案發表以來全黨派會議に於て屢々決議された所であつた。然るに印度統治法審査委員會委員長たるサイモン卿も一九二九年十月十六日マクドナルド首相に對しサイモン委員會及之に協力しつゝある印度中央委員會の調査終了後、英領印度及土侯國代表者と政府當局とが圓卓會議を開き、新憲法案を決定する必要ある旨建言し、マ首相は各在野首領と協議の上之を應諾したが、翌三〇年七月愈サイモン報告書提出されて後アーウィン總督は立法議會に於て圓



卓會議に於ては一切の問題に亘り自由討究を行ひ之により英議會に提案すべき印度憲法の基礎案を決定すべしと聲明し、同時に英國政府は圓卓會議はサイモン報告書、印度政府報告書を審議するに止まらずその適當とする他の計畫案を提示する權能がある旨を明かにし、その自由會談なる旨を強調したが、既述の如く國民會議派はその開始前印度に完全なる自治を與へることを前提するに非れば一切の協力を拒絶すとして不服従運動を止めなかつた。印度の政界に於て最有力な國民會議派の参加なくしては圓卓會議を開催するも充分にその目的を達し得ないとして延期論も相當有力であつたが政府は七月二十二日遂に國民會議派の参加なくして圓卓會議を招請するに決し十一月十二日より倫敦セントジームス宮殿に於て開會する旨發表した。

之より曩九月十日印度政府は印度側代表者として土侯國代表十六名英領代表五十名を發表したが、その中土侯代表として印度教九名、回教一名土侯國政治家代表として印度教徒回教徒各三名、英領印度代表として印度教徒二七名以下を發表したが印度教徒は回教徒代表が人口の割合に比し著しく多いのを非難し、畢竟英國政府が回教徒を偏愛して回印兩教徒を反目抗争せしめんとする傳統的な divide and rule 政策の一表現たるに過ぎぬとして不平を漏す者が多かつた。而も是等指名された回教徒代表は十月二十一日ラクノーに於て全印度回教徒大會を開き圓卓會議に臨む準

第一次圓  
卓會議  
經過

備工作を行ひ印度教徒との妥協を排し、英國の同情を得る様協力一致すべきことを申合せたに鑑みても印度教徒對回教徒以下の少數民族問題の紛糾は免れ得ない状態であつた。

以上の様な経緯によつて、第一次圓卓會議は一九三〇年十一月十二日英國上院のロイヤル・ギャラリーに於て英國皇帝親臨の下に開會せられ、十一月二十一日迄一般討議を行つたが、開會劈頭より一般の豫想を裏切つて、從來穩和派と目せられてゐたサブル、ジャヤカール、サストリ、ジンナー等の過激演説があつて、國民會議派の主張を代辯したかの觀を抱かした。即ち彼等は聯邦制の採用と自治領としての地位の獲得を強調したが、特に同月十九日行はれた印度教徒ムーンジー (Moonjee) 博士及回教徒ムハマド・アリの演説は最も激越なものであつた。前者は云ふ、「武力に依つて印度を壓伏し得る時代は過ぎた、予は自らの眼を以て印度大衆が英國の軍隊警官を前に昂然として汝等のないうる一切の暴虐手段を盡せ我等は射殺されるを覺悟せりと叫ぶを見た(中略)予はこの會議に自治の乞食として來たのではない、若し諸君にしてドミニオン・ステータスを提供すと云ふならば幸である」と。ムハマド・アリは先づ前總督レーディング卿その他を皮肉つた後「予は舊友マクドナルド首相が本問題に付其の屬する黨派、その良心及英國を裏切らざることを希望する(中略)予は自由を與へらるゝに非んば歸國せず、予は單に自治領の地位を得んが爲に來れる

に非ず、完全なる獨立を得んが爲なり」と。且、彼は回印兩教徒の軋轢が自治實現の難關たるべきに言及し「神が支配する世界に關する限り吾は第一に回教徒であり、第二に回教徒であり、第三に回教徒であり、回教徒以外の何物でもない。然し乍ら事印度に關する限り予は第一に印度人であり、第二に印度人であり、第三に印度人であり、印度人以外の何物でもない」と。斯くの如くして土侯國たる直轄領たるを、將又回教徒たるを、印度教徒たるを問はず、自治領としての地位を獲得することは全印度の一致した強硬主張たることが明かになつたが、英國政府はサイモン報告の線に従つて聯邦制度の採用を極めて局限された自治を許容せんとする意圖であつたが、積極的具體的には何等意見を吐露せず、マクドナルド首相が一般討議を打切るに際し、「吾々の任務は議會の法律となるべき本問題の答案を得るにあり、新憲法は二の要素即ちその一は實際に運用し得べきものたること、その二は狀勢に應じて進化する所のものたることを要す」と述べたのみであつた。越へて十一月二十二日より翌年一月十八日迄全員委員會及九個の分科委員會を設けて聯邦憲法案に關する細目の審議に入り、一月十六日全員委員會に於て各分科委員會報告を受け、第一次圓卓會議唯一の收獲たる聯邦組織案を可決した。その大要は

一、聯邦の構成要素は直轄各州及參加を承諾する王侯領とする

二、聯邦立法院は二院よりなり上院は一〇〇乃至一五〇名とし、直轄領よりは地方議會選出により、土侯領は各土侯政府の選定による、下院は二五〇名よりなり選出立法に關しては各州少數代表を公平に選出し得る様規定すること

三、行政に關しては聯邦政府の責任は將來印度人自身が之を負ふべき原則を採用すること

四、新憲法の目標は責任政治の樹立にあるも、從來英國議會に托された一切の權限及責任を一時に移讓するは困難なる爲一定の過渡期間を設けその間總督を以て國際外交の責任を負はしめること

等であつたが最も紛糾したのは小數民族問題であつた。

小數民族  
問題

小數分科委員會はマクドナルド首相以下委員三九代表よりなり、審査題目は小數種族及特別利益團體の協力確保、就中印度教徒、回教徒、シーク教徒、バーシー教徒、被壓迫階級、勞働團體、商業團體、英印混血人、印度基督教徒等の間に於ける立法議席分配問題等であり、各代表各自己の利益を主張したが結局何等の妥協點を發見するを得ず、遂に一月十九日午前に至つて單に各代表の主義上の意見を採録報告したに止まつた。マクドナルドも最終總會に於てこの問題に言及して、印度人自ら本問題を解決すべきことを確信し若し外部より之が協定を強制せんか、右は印

度の憲法をして運轉不能ならしめる惧ありと聲明した。

德里協定

マクドナルド英首相は一月十九日午後の最終總會に於て圓卓會議々長として演説を試み圓卓會議は更に續開さるべく今回參加を拒否した國民會議派の態度を遺憾とするとの意を表し、更にサブルの政治犯人釋放の要求に對し印度の安寧が保持されるに於ては敢て此の種要求に従ふことを躊躇するものでない旨を述べた。

このマクドナルド首相の聲明は日ならずして具體化し、アーウィン總督は一月二十五日突如印度政府は無條件にガンディー以下の國民會議派領袖を釋放するに決した。而して無條件且つ自由なる立場に於て平和回復の商議を進めたい旨聲明し翌二十六日之を實行した。かくて二十七日ガンディーは孟買に至り「獨立の實質 (Substance of Independence) を備へない憲法には同意し得ない、外國綿布に對するピケットの權利は留保する、製鹽法の拒否は之を續行する」旨を強調したが、やがて二月六日歸印したサブル、ジャヤカール、サストリ等の協議の結果アーウィン總督と平和協定に付折衝することゝなつた。

かくてガンディーは一九三一年二月十七日より三月四日に亘りアーウィン總督と數次折衝の結果、所謂德里協定なるものが成立した。その要領は國民會議派側に於ては、

(イ) 不服從運動を停止すること、但し英貨排斥は之を停止すべきも國產獎勵禁酒運動としての平和的ピケットは之を續行すること

(ロ) 第二次圓卓會議に参加すること

の二項の讓歩を爲し政府側の讓歩した點は

(イ) 不服從運動に關する總督令を廢止すること

(ロ) 非暴力の政治犯人を赦免すること

(ハ) 不服從運動に關連し沒收した財産を返還すること

(ニ) 沿岸地方住民の自家用及同一村落内にて販賣すべき製鹽を容認すること

等であつたが同日會議派實行委員會は右の協定を承認し、全國に不服從運動の停止を指令した。併し乍らガンディー一派は引續き本協定は單に暫定的のものであつて所謂プルナ・スワラジ (完全なる自治) を獲得するに非れば満足せざるべく、第二次圓卓會議に就ても之を許容する爲開催されることの明かとなつた場合に於てのみ參加すべしとの氣配を示すに至つたので將來は必ずしも樂觀を許されなかつたが、政府側の措置に就ても條件の實行に付誠意なく、加之、ラホール陰謀事件の首魁バガト・シング以下三名の死刑に付會議派の數次の減刑請願に不拘、遂に之を執行

したので益々國民會議派の反感を煽つたのである。

カラチ大  
會

一九三〇年は國民會議創立以來未曾有の大政争に没頭し、首脳部盡く投獄されてゐる状態であつたので大會は開催不能であつたが一九三一年三月に入つて平和協定成立し、首脳部亦相次いで釋放されたので、第四十五回大會を三月二十九日より三十一日に亘りカラチの野外に開催した。各地代表三千二百一般觀衆六萬、先づ新黨首バテル起つて、會議派の重鎮大ネール及ムハマット・アリの逝去を悼み、重要諸問題に付演説した後デリー協定に關し國民會議の目標は依然完全なる自治にあり、爾後機會ある毎に之が實現に向つて努力すべく、特に國防、外交、財政、豫算、經濟政策に關する一切の權能を印度國民に與へ、印度に於ける英國政府の財政事務を公正に審査し、英印相互間の債務關係を調査確定し、何時にてもその共同關係を終止せしめ得る權利を獲得すべきであると聲明し總會は直ちに之を承認した。

尙この他印度憲法の骨子たるべき基本的權利義務及經濟問題に關する數十の重要決議を行つた。そして引續き四月一日より實行委員會を開き、數個の補足的決議を行つたがその重要なものは

- (イ) 會議派の使用し來つた三色旗は異種族を表徴し、統一印度國旗として不適當であるから七月迄に改訂すること

(ロ) ガンデー、バテル、外一名を委員としてデリーに派し回教徒との融和方策を講せしめること

(ハ) 圓卓會議への黨代表としてガンデー一人を任命すること

カラチ大會後のガンデーの活動は目覺しく、各地を遊説して大膽なる聲明をなし「茲數月間にブルナ・スワラヂを獲得することが出来なければバテル及予は再び獄中に生活することゝなるであらう」と演説し、第二圓卓會議を前にして輿論の喚起に努めたのである。しかし乍らデリー協定を以てガンデーの軟化なりとする有力な一派が漸次勢力を擴大しつゝあつたことは注目に價する。即ち當時のカルカッタ市長スバシュ・チャンドラ・ボースを中心とする革命的思想を信條とする黨内青年分子は、カラチ大會前ラホール陰謀事件に連坐したバガド・シング以下三名の死刑執行は彼等に極度の憤激を與へたが、今回のガンデー以下黨要人の微温的態度には益々憤激し、會議派を脱退せんとしたが首領ボースの慰撫に依り會議派内左翼として止つた。

越へて四月には總督の更迭行はれウィリントン (Willington) は四月十七日着任し、印度が他の自治領と同等の地位を獲得する様努力すべしと聲明したが何等の効果なくベンガル州を中心として暴力行爲は頻發するのみであつた。

回教徒の  
態度

加之この間印度教徒と回教徒、及回教徒相互間の反目は次第に深化するの狀態であつた。由來回教徒は數個の政黨に別れたが、その主張する所は大體に於て回教徒中心主義を以て第一義とするものと、印度教徒と提携し先づ國民的統一を圖ることを第一義とするものとの二傾向に別れたが、前者に屬するものは全印度回教徒聯盟及全黨派回教徒會議及キアリファット委員會等であつたこの三派は全印度回教徒會議 (All India Moslem Conference) を合議機關として正統派を形成してゐた。後者に屬するものは國民主義回教徒であつてアンサリ・アザドを指導者とし一九三〇年のガンデー一派の不服従運動にも參加したのである。而して圓卓會議に於て前者に屬する諸代表は回教徒以下の少數民族に對し分離選舉制度を設け、その利益を保障すべきことを極力主張し、印度統一の難礁を形成してゐたので、所謂デリー協定後國民會議派は全回教徒一致の要求あるに於ては充分支持を與ふべき旨を明かにしたので第二次圓卓會議を控へ回教徒の内部統一運動は大いに具體化し來つたのである。

回教各派  
の失調運動

かくして一九三一年三月十九日には正統派及國民主義派代表者參集して統一を策したが何等の成果を見ず散會し、四月上旬には國民會議派代表と正統派との折衝が行はれたが之亦不調に終つたので、土侯會議の議長にして回教徒中の有力な進歩論者ボバロー國王の斡旋に依り五月十、十一兩

日ボパールに於て正統派及國民主義派の參加の下に選舉制度に關する協議を行つたが、正統流は最初の十年は分離選舉制度を採用し、その後人民投票に依り合同選舉制の可否を決すべしと主張し、國民主義派は最初十年間合同選舉制に依り後人民投票に依りその可否を決すべき旨主張したが數個の妥協案提出せられ、大體協調の曙光認められたが一時體會して各自派の意見を纏め最後の妥協案を作成すべき旨を定めて散會した。然るに六月上旬ボパールに第二回會議を開いた時は正統派は著しく硬化し、自説を固執したので形勢逆轉し六月二十日のデリー會議は遂に決裂に終り、正統派は國民主義派を以て回教徒選舉民の意思を無視して機械的に合同選舉制を實施せんとするものなりと非難し、國民主義派は正統派が第一回ボパール會議後その態度を硬化せしめたのは吾人の運動を妨害せんとする第三者の壓迫に依るものであると暗に政府を非難した。越へて七月に入りガンデー以下の國民會議派の仲裁する所があつたが正統派は印度教徒と折衝するよりも英國人に頼つて回教徒の正當なる要求を貫徹するが賢明であると放言し、遂に双方對峙の儘第二次圓卓會議に臨むに至つた。

第二次圓  
卓會議

第二回圓卓會議は一九三一年九月七日再開されたのであるが（之より曩七月二十日英國政府はその代表氏名を公表した）ガンデーは國民會議派の單一代表として渡英し、九月十五日の聯邦構成

委員會に於て會議派の欲する所は形式的憲法の作製に非ずして眞の自由完全なる自治の獲得にある旨強調し各種委員會に出席して持論貫徹に務めたが、英政府はガンヂーの代表する國民會議派を無視してガンヂーを個人として扱ひ、その主張する所は殆んど常に少數意見と看做され、且つ少數種族問題に付ても遂に何等の妥協點を發見し得ず他方回教徒代表は英國保守黨の後援の下に極度に硬化して自己の要求が容れられない限り聯邦案の審議に参加せずと迄聲明するに至つたので、第二次圓卓會議は殆んど何等の成果を收め得ず、十二月一日遂に閉會せられ、英政府は第三次圓卓會議を招集するの意嚮あること及選舉權、聯邦財政、土侯國の三問題に付特別委員會を設置すべきを聲明した。

會議後の  
波瀾

ガンヂーは第二次圓卓會議に極度の不満を感じ不服從運動再開の決意を抱いて一九三一年十二月二十八日歸印したが、之より先カラチ協定に不満を抱いたスバシュ・チャンドラ・ボース以下の急進分子は圓卓會議不成功の報を耳にするや、ベンガル其他の諸州に於て俄然活動を開始し、ベンガル州に於ては暗殺團の跳梁甚しく合同州に於ては地代地租不拂運動あり、西北州急進回教徒の所謂「赤襯衣」運動擡頭するに至つたので政府はカラチ協定を廢棄して數種の緊急勅令を公布し彈壓政策の徹底を圖りジャラハラル・ネール、チャンドラ・ボース等首領株を逮捕するに至つ

た。

歸印したガンヂーは二十九日ウィントン總督に對し前記緊急總督令の發布はカラチ協定に違反する旨を電報を以て抗議し會見を申込んだが總督は之を拒絶したので、一九三二年一月一日國民會議實行委員は反英不服從運動を再開すべき旨を決議した。

ガンヂーは更に總督に對し再考慮を促したが、總督は之を拒絶したので、ガンヂーは一月三日最後の電報を總督に寄せ「時のみ何人の行動が正當であつたかを判示するであらう、國民會議派は嚴正に非暴力の方法に依り反英抗爭に邁進すべき」旨を申送つた。

茲に於て政府は斷然強硬策を採り、翌四日未明ガンヂー、パテル以下國民會議派要人七十餘名を一齊に檢擧投獄し同日付を以て會議派實行委員會を不法團體と見做すこと、平和的ピケットをも犯罪とすること等の數種の總督令を發布し數千の會議派系諸團體に解散を命じた。

同日印度主要都市はガンヂーの捕縛を悲しんで一齊に罷業はんぎょくを爲し、英貨排斥の示威運動行はれ、次いで各種勞働者の同盟罷業續發し、逮捕投獄された者數萬に上り、政府の強壓政策の爲反英運動は益々潛行的となり國民會議派は六十の實行委員會を準備し一日一つ宛檢擧される共六十日間不服從運動の指導部の用意ありとの決意を示した。

他方一般民衆も亦漸く反英運動に關する自覺を深め、且英國側の高壓手段に反感を昂め自發的に英貨排斥行はれ、英國の對印貿易は全く停止し英貨は一般市場より姿を没するに至つた。之と同時にベンガル青年を中心とする暗殺團の横行著しく八月に至つては遂にその潛行的行動の策源地たるチタゴング・ミドナプールには軍隊を増派して之が取締に充てざるを得なくなつた。

## 各種族議員割當案

他方圓卓會議に於てガンヂー以下印度教徒に對し極度の尖銳的對立を示した回教徒はその一部が國民會議派の反英運動反對の決議を爲したにも拘はらず大勢は反英運動に同情を寄せ、又從來全く穩和的態度に終始した自由聯盟も英政府の圓卓會議に依らず改正憲法を決定すべしとの聲明に憤激し、會議派に合流した。八月に入り英國政府の各種族間議員割當 (Communal Award) 發表せられるや彼等は之を以て英國の傳統的政策たる分割支配 (Divide et impera) 政策を同一教徒間にも徹底せしめんとするものであるとして回印兩教徒より反對の烽火を擧げるに至つた。エラヴェタ刑務所に在つたガンヂーも亦コミュニューナル・アワードには大いに憤激し九月二十日を期し遂に眞理把握の爲の斷食を決行すべきを聲明し、全民衆はかくては聖ガンヂーの健康憂慮に堪へずとして更に動搖し反英運動は益々激化した。茲に於て政府も大いに事態の惡化を憂へて直ちにガンヂー

を釋放せんとしが、彼等は出獄を肯せず依然斷食を續けた。然るに同月二十二日には印度教徒と被壓迫階級代表者間に選舉區制に關するプーナ協定の成立を見たので英政府も好機と許り、九月二十六日該協定に基き曩のコミュニューナル・アワードを修正すべく、且つ速かに第三次圓卓會議を開催し憲法案の審議を續行すべきことを聲明し民心の慰撫に努めたのである。

## 第三次圓卓會議

斯くて第三次圓卓會議は一九三二年十一月十四日より十二月二十四日に亘つて開催されたが國民會議派は執拗に反英運動を繼續して代表を出さなかつたのは勿論、回教土侯國すら從來の如き熱意を有せず加之英國勞働黨も英國政府の態度は自治領たる地位を印度に與ふべしとの前約を無視したものなりとして參加を拒絶し出席者も僅かに四十三名に過ぎず、特筆すべき論議も行はれなかつた。只一九三三年二月發表された印度憲法案の骨子が事實上この會議に於て決定された點に於て注目すべきものであるに過ぎぬ。

國民會議派は越えて一九三三年正月に入つても不服從運動を各地に續行し、首領の投獄される者相踵いた。一月二十八日には彼等は印度獨立紀念日と稱して各地に國旗掲揚式を舉行し、群集は各地に警官隊と衝突し、或は革命歌を高唱し、或は英國國旗を燒却する等大いに氣勢を揚げた。越えて四月三十日にはガンヂーは獄中より五月八日を期し不可觸賤民階級廢止を祈願する爲の斷

不服従運動の衰退

食を行ふべきを聲明したが愈當日六十四才の老軀を以て斷食祈禱を開始するや政府は大衆の動搖を憂つて直ちにガンヂーを釋放した。而し彼は五月二十九日無事三週間の斷食を終つた。然し乍ら不服従運動はその効果を疑はれ、加ふるに、之が爲に農民階級労働者等の家財、土地を沒收せられ一家離散の悲運に遭ふもの多數に上つたのでガンヂー自身も大いに内省する所あり大衆の團體的不服従運動は之を停止する他なきを決意し、七月にはその愛育し來つたサチアグラハ・アシラム（眞理探究の爲の修道院）を閉鎖したのであるが八月政府はガンヂーを再度逮捕し、表面不服従運動の停止を公言しつゝあるも、裏面に於ては不穩なる計畫を巡らしつゝあをを以て國內平和維持の爲一年間拘留する旨聲明した。かくて不服従運動は遽かに凋落した。

この間ガンヂーの政治的手腕に對する信賴薄らぎ、同時に種々の意見對立し、或は脱黨者を生じ或は新黨派を結束するものあるに至つた。

社會主義黨の結成

即ち一九三三年初頭よりこの傾向は漸次表面化しつゝあつたのであるがジャラハル・ネール（故ネールの息子）及チャンドラ・ボース等は不服従運動専ら青年運動を指導しつゝあつたが、その抱懷する思想も亦社會主義的であつて印度の即時獨立を主張することに於てはガンヂー等の主張と軌を一にしたが、その新印度建設の理想に就てはガンヂー等が寧ろ中産階級以上の利益を主眼

とし資本主義的自由主義的印度の建設を企圖しつゝあるに反し、ネール、ボース等は下層農民、労働者の解放を圖り社會主義的國家の建設を理想とした。彼等は一九三三年中ガンヂーが不服従運動の傍ら主力を不可觸賤民問題及スワデジ（國産愛用）運動に注ぎ實際政治的活動を閉却するを非難したので兩者の對立は次第に尖鋭化し、青年分子の合流する者多く國民會議派内に隱然たる別派を爲し社會主義派を形成しつゝあつた。然るにネール、ボース共に投獄せられた爲活動顯著ならざるに至つたが、一九三四年五月十七日にはマヘンドラ・デヴ（Mahendra Deva）を黨首としてバトナに結黨式を擧げ

- (1) 飽迄不服従運動を續行し
- (2) 全印度社會主義黨の建設を圖り
- (3) 大衆の經濟的疲弊を救濟し
- (4) 左の綱領を基礎とする新國家の建設を圖る
  - (イ) 全般的權力は之を國民大衆の手に歸せしめ
  - (ロ) 國家統制經濟の確立及外國貿易の國營
  - (ハ) 共同農作を發展せしめ、王侯地主、その他資本家階級を撤廢すること



等を決議し翌十八日の國民會議實行委員會に臨んだが、次期大會に該決議を提出することゝなつた。

自治派の復活

他方一九三三年八月アーメダバッドに於てガンヂー再び逮捕せられ、不服従運動に對する政府の強硬政策を徹底せんとする決意表明せられるや大衆は漸く不服従運動に倦怠を感ずると共に國民會議派指導者中穩和派は往年のダヌ一派の自治黨に倣つて立法議會に参加し議會を通じて自治を得するを得策なりとするに至つた。ガンヂー自身も亦三四年四月七日四圍の情勢上不服従運動の停止を決意し「大衆的不服従運動はその實行者に於て暴力に訴へ非暴力の精神に背馳すること往々なる爲一時之を中止し各種族間の融和、不可觸賤民制度の打破に専念すべき」ことを正式に聲明すると同時に前述の議會參加論に賛同し、自治派の計畫を援助すべき旨を附言した。

茲に於て自治論者デザイ (Balabhai Desai) サチア・ムルチ (Satya Murti) ケンラチャイ (Raja Gopalachari) ロイ (B.C. Roy) 等は五月二日より三日間ランチイに會同し、アンサラーを議長として中央立法議會内に自治黨の復活を期し、地方議會内にもなるべく多くの黨員を參加せしむべきことを決議した。

その政綱は從來主張し來つた完全なる獨立の即時獲得に在つたが、實行細目としては彈壓諸法令の撤回、及政治犯人の釋放、各種族の統一融和、農奴の廢止、印度の經濟的監督權の獲得等であつた。彼等は英政府發表の新聯邦法案には絶對反對を唱へたこと勿論である。更に一九三二年發表の各種族議席割當案に付ては意見分れたが他教徒特に回教徒にして國民會議派に屬する者への刺戟を懼れて殊更に賛否の意見を發表しなかつた。斯くて五月十八日バトナに開催された國民會議實行委員會に於ては議會參加問題に付華々しい論戰あり、ナイツ女史、ナリマン等は頑強に反對したがガンヂー自身は議會參加の効果に就ては疑問であるが、之に賛同する者漸次増加しつゝあるに鑑み今日最早何等反對すべき理由存せざるに至つたと述べ黨としては遂に参加を承認するに至つた。然し乍ら黨則として國民會議派全部が議會に参加すると云ふのではなく、その一部が參加するを承認すると云ふに過ぎなかつたこと勿論である。而して同實行委員會は二十五名よりなる議會評議會を設け一九三四年十一月行はるべき總選舉に臨んだのである。

極左派

尙この他併合州にはキットウエイ及びタンドン (Tandon) を黨首とする過激派即ち一九三〇年ラホル大會に於ける決議に従ひ飽く迄果敢なる反英抗爭を續行すべしとする強硬派もあつたが彼等は三四年九月遂に國民會議を脱退した。

ガンヂーの政界引退

一九三三年より一九三四年に亘つて大體以上の如く勢力對峙を示しガンヂーの政治的勢力は大衆

の絶大なる精神的尊崇にも拘はらず、漸次往年の地歩を喪ひつゝあつたので彼は一九三四年十月二日第六十六回誕生祝賀會席上に於て「政界より引退し餘生を社會運動特に不可觸賤民階級の解放に捧ぐべき」旨を聲明するに至つた。

國民黨の  
結成

之と前後して印度政界の長老にして正統派印度教徒を代表するマラヅィア及アネー等は國民會議派内の自治派が各種族議席割宛制に對し回教徒の離反を憂へて賛否の意見を表明せざることに反對して、遂に脱退し、新に國民黨(Nationalist Party)を結成し、純印度教徒の團體たる正統派印度教團(Hindu Maha Sabha)のムーンジ博士、ジャヤカール(Jayakar)等と提携して總選舉に臨んだが候補者の選定擁立に就ては尙國民會議派内の自治黨と協定を守つたのである。斯くて十一月施行せられた中央立法議會總選舉に於ては定員一〇六名中國民會議派四十四名、國民黨九名、回教徒三十名、歐洲人九名、シーク族二名の割合となつたが、回教徒議員中には會議派に賛同する者多數なる爲官選議員三十九名を加算するも中央立法議會に於ける形勢は政府に非なるものと云はねばならぬ。

斯くて中央立法議會選舉に於て好成绩を收めた國民會議派内自治黨は英國議會に於て審議中の印度聯邦案に付獨立回教派領袖ジンナー氏の提案に依り一九三五年二月には七十四票對五十八票の多數を以て同法案に反對なる旨議決し「全印度聯邦案は徹底的惡法にして印度民衆の到底受諾し得ないものなるに依り、印度政廳は英本國政府に對し、同法案の審議を中止し、之に基く如何なる立法をもなさざる様勸告すべし」と宣言した。

改正印度憲法案は一九三五年二月英國議會に提出され、目下審議繼續中であり遠からず實施の運びとなるべしと豫想されてゐる。乍然該憲法は聯邦の形式を有すとは云へ、その實質に於ては印度民衆少くとも會議派の要求する所とは多大の徑庭が存する模様であつて、自治運動は該憲法の施行を俟つて終熄すべくもない。故に民族運動は今後猶執拗に繼續さるべく、何等かの機會あらば猛烈な反英抗爭となるの惧なしとしない。しかし現下の民族運動の戦線は四分五裂の有様であること上來述べ來つた通りであつて、彼等は常に政治的見解に於て異なるのみならず宗教的、姓階的、經濟的理由よりして各々その所信に基き行動しつゝあるから、彼等の所謂獨立の實質乃至は完全なる自治を獲得し得るの日は前途猶遼遠なりと云はねばならぬ。

690  
66

参考書目 (本書に特に参考せしむべき書目次の如し)

一、邦文

- 高桑駒吉著 印度五千年史
- 同 大唐西域記に記せる 東南印度諸國の研究
- 木村泰賢著 印度哲學佛教思想史
- 松井等著 東洋史
- 信夫淳平著 印度の現勢
- 歐米局第二課編 印度統治法改正問題

二、歐文

- E.B. Havell; The History of Aryan Rule in India.
- L.J. Trotter; History of India.
- W.W. Hunter; A History of British India.
- J.P. Jones; India; its life and thought.

V. Chitrol; India old and new.  
 V. Lovett; A History of the Indian Nationalist movement.  
 B.K. Sarkar; The Political Institutions and Theories of the Hindus.  
 M.M. Williams; Modern India and the Indians.

二、別 文

烟米臥藏二點	明實錄卷之五十四
雷夫新平著	明實の興衰
赫共 著	東 洋 史
木林 著	明實の興衰
同	東南の興衰
高桑 著	東南の興衰
一、洪 文	明實正午

參考書目

(以下は日本の版)

690  
66

690  
66

175  
4  
m

690  
66

